

個人データの漏えい等の事案への対応に際しての  
情報セキュリティ関係機関との連携について  
(案)

平成 29 年 5 月 26 日  
個人情報保護委員会

1. 趣旨

個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第 20 条に基づき、取り扱う個人データにつき安全管理措置を講じなければならない。その際、個人情報取扱事業者が情報システムを使用する場合には、外部からの不正アクセス等の防止などの技術的安全管理措置を講じなければならない。

さらに、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合に、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者においては、事実関係の調査及び原因の究明、再発防止策の検討及び実施などについて必要な措置を講ずることが望まれるとともに、個人情報保護委員会等に速やかに報告するよう努めることとされている。

他方で、企業等からの機密情報等の窃取を企図したサイバー攻撃は一層複雑化・巧妙化し、攻撃対象も拡大し続けている。

このため、個人情報取扱事業者により外部からの不正アクセス等による個人データの漏えい等の事案への対応が適切に実施されるよう、個人情報保護委員会事務局と情報セキュリティ関係機関との連携を以下のとおり実施する。

2. 個人情報保護委員会事務局と情報セキュリティ関係機関との連携による取組

(1) 対象

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター (JPCERT/CC)

独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA)

国立研究開発法人 情報通信研究機構 (NICT)

一般財団法人 日本サイバー犯罪対策センター (JC3)

(2) 内容

① 個人情報取扱事業者の個別事案対応の支援

外部からの不正アクセス等による個人データの漏えい等の個別事案について、当該事案に係る個人情報取扱事業者の了解のもと、個人情報保護委員会事務局は、必要に応じて、JPCERT/CC、IPA、NICT 及び JC3 (以下「関係機関」という。)と情報を共有する。これを踏まえ、関係機関は、当該事案に係る個

個人情報取扱事業者に対し、原因究明や再発防止策の実施等に資する情報提供を行うなど可能な支援を行う。

#### ② 平時からの情報共有

個人情報保護委員会事務局は、外部からの不正アクセス等による個人データの漏えい等の事案の発生状況について、関係機関に対し適切に情報共有を行う。

関係機関は、最新の脅威情報やインシデント情報、暗号化技術等の技術動向について、個人情報保護委員会事務局に対し適切に情報共有を行う。

#### ③ 個人情報取扱事業者等に対する情報発信

個人情報保護委員会事務局は、関係機関との情報共有により得られた知見について、関係機関の支援も得ながら、個人情報取扱事業者及び認定個人情報保護団体等に対して適切に発信する。

#### ④ 関係省庁との協力

個人情報保護委員会事務局は、関係機関との連携について、内閣サイバーセキュリティセンター、警察庁、総務省及び経済産業省等の関係省庁と協力して実施する。

#### ⑤ 連携会議の設置

円滑かつ効果的な連携及び協力の実施に資するよう、個人情報保護委員会事務局、関係機関及び関係省庁からなる連携会議を設置する。